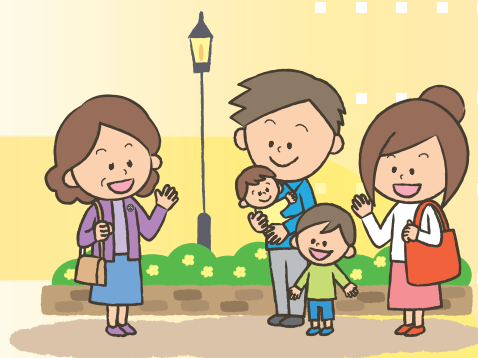
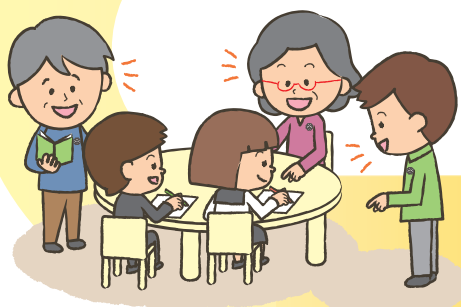


一人ひとりが地域の 「子育て応援団」

民生委員・児童委員活動の **基** **礎** **知** **識**



目次

児童委員活動の手引き 45 集

一人ひとりが地域の「子育て応援団」

民生委員・児童委員活動の**基礎知識**

はじめに 1

I 子ども・子育て家庭をとりまく環境と課題 2

- 1 昨今の子ども・子育て家庭をめぐる課題 2
- 2 いじめや不登校など学校関係者との連携による支援 5
- 3 児童虐待をめぐる現状とその対策 6

II 民生委員・児童委員としての基礎知識 10

- 1 早わかり「民生委員・児童委員活動」（概要版） 10
- 2 児童委員活動と、委員への期待 11
- 3 再確認しましょう～相談・支援活動のポイント～ 13

III 全国児童委員活動強化推進方策2017 16

～子どもたちの「身近なおとな」になるために～

- 1 児童委員制度創設 70 周年 16
「全国児童委員活動強化推進方策 2017
～子どもたちの笑顔と未来のために～」(児童委員方策 2017)
- 2 (参考) 18
「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策
～人びとの笑顔、安全、安心のために～」(100 周年活動強化方策)

IV 資料編 20

- 民生委員法 20
- 児童福祉法（抜粋） 21
- 児童委員の活動要領 22
- 児童委員、主任児童委員の活動の推進について 24
- 全民児連における児童虐待防止の取り組みについて
（改訂版）—抜粋— 25
- 全民児連「児童虐待防止緊急アピール 2019」 26
- 児童委員活動を進めるうえで知っておきたい関係機関等 27

民生委員・児童委員信条、児童憲章（前文）

子どもの育ちや子育てをとりまく状況は、少子化や核家族化、共働き家庭の増加、地縁関係の希薄化等を背景に、さまざまな課題が顕在化しています。とくに、平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）は、15万9千余と年々増加しており、幼い子どもの命が奪われる痛ましい事件も後をたちません。国は、令和元年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、体罰によらない子育ての推進、児童相談所の体制強化など、子どもの権利擁護の具体化を検討しています。

昨年5月、全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）は、「全民児連における児童虐待防止の取り組みについて（改訂版）」を公表し、各都道府県・指定都市市民児協、市区町村民児協、単位民児協が、児童虐待防止に取り組むことを呼びかけました。そして、9月には「児童虐待防止緊急アピール2019」を採択し、子どもの命を守り、人権を尊重し、子どもの健やかな成長・発達を保障するために、民生委員・児童委員は、地域住民、関係機関とともに児童虐待防止を推進することを宣言しました。

近年は、乳幼児と触れあう経験が乏しいまま親になる人が増えていることや、身近な人から子育てに対する協力や助言を得られにくい環境にある家庭が多いことも指摘されています。民生委員・児童委員が、住民に身近な相談相手として、地域住民や関係機関・団体と一層の連携を図りながら、子どもや子育て家庭の支援に取り組むことが期待されています。

昨年12月の一斉改選では、定数23万9,682人に対して、22万8,206人の委員が委嘱されました。そのうち、約3割（7万1,747人）が新任委員です。本書は、子ども、子育てをめぐる課題、民生委員・児童委員の役割、委員活動に関わる基本事項等、委員活動の基礎知識をまとめました。新任委員はもちろん、再任された委員の皆さまもご自身の活動の振り返りなど、日々の委員活動にお役立てくだされば幸いです。

我われ民生委員・児童委員1人ひとりが地域の「子育て応援団」として、子育て、子育てを応援する地域づくりをめざし、児童福祉施設やNPO、行政などさまざまな機関・団体と連携・協力した活動を進めましょう。

令和2年3月

全国民生委員児童委員連合会

会長 得能金市